

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

商工労働部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年 - 5 (H26. 5. 30)	商 工 労 働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について 鳥取県労働組合総連合	【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。 [最低賃金の決定] 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考に、賃金の審議態勢、労働者の生活費、労働者の賃金、労働者の賃金支払い能力の3要素を考慮して決定。なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 [現在の最低賃金(時間額)] ・鳥取県 664円 (H25.10.25~) ・最高 869円 (東京都) ・最低 664円 (鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県) ・平均 749円 【中小企業への支援策について】 [国の取組] ○中小企業対策費予算額 [経済産業省] ・国の総額で措置。 平成24年度当初予算 1,802億円 同 補正予算 5,434億円 平成25年度当初予算 1,811億円 同 補正予算 3,403億円 平成26年度当初予算 1,853億円 ○平成26年度の主な中小企業関係事業 ・ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創 造促進事業(サポイン事業)(連携を通じて、も のづくり技術を活用した研究開発・製品化から販 路開拓を支援)

[illegible]

〔県の取組〕

【社会保険制度について】

「現在の保険料率」

【下請取引適正化等について】

			〔国の取組〕（平成25年度実績） （1）勸告等の状況 ① 下請法違反行為に対する勸告・指導状況 ・ 勸告は10件、指導は4,949件（過去最多） ② 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況 ・ 減額分について、親事業者127社が下請業者3,777名に約5億4,558万円を返還 ・ 遅延利息について、親事業者110社が下請業者1,765名に約1億1,107万円を支払 （2）その他の主な取組状況 <下請取引適正化推進月間（11月）> ① 下請け取引改善講習会、下請取引適正化推進講習会開催 ② シンポジウム・セミナー ③ 業界団体に対する要請活動 等 <その他> ④ 優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（親事業者38,974名、下請事業者214,044名） ⑤ 請方基礎講習会、業種別講習会、説明会 〔県の取組〕（平成25年度実績） ○（公財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスをを行う「下請かけこみ寺」を設置。 ○平成25年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は、7件であった。 【公共事業の適正単価・報酬確保の公契約法制定について】 〔国の取組（法整備等の状況）〕 ○平成26年6月4日、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行され、公共工事における請負契約の当事者が、適正な額により契約を締結し、公共工事に従事する者の賃金等の労働条件等の改善に努めることとする規定が整備された。 〔県の取組〕 ○県発注工事に係る公共工事設計労務単価を平成25年度に大幅に引き上げ、県工事の入札参加資格を有す
--	--	--	---

			る県内企業全社に対して、適切な賃金水準の確保や 社会保険への加入徹底といった就労環境の改善を要 請した。 ○県発注工事の受注者が下請企業と適正な価格による 契約を相対する。発注額を適切に、金水が確保され、 保険料を調査する。行調を必要に応じて指導・助言を 行っている。 【雇用の創出と安定に向けた取組について】 〔国の取組〕 ○「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）を策定し、 経済成長による雇用増大、「全員参加の社会」の実 現に向けた雇用改革・人材力強化に取組むこととし ている。 ○「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材 力強化に係る予算額〔厚生労働省〕 平成26年度当初予算 6,753億円 （前年度比 1,283億円増） ○平成26年度の主要施策 ・失業なき労働移動の実現（労働移動支援助成金の 抜本的拡充など） ・民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の 強化（ハローワーク求人情報の開放など） ・多様な働き方の実現（労働時間法の見直し、労 働者派遣制度の見直しなど） ・女性の活躍推進（企業における女性の活躍支援、 女性のライフステージに対応した活躍支援など） ・若者・高齢者の活躍推進（フリーター等の正規雇 用化の促進など） ・重層的なセーフティネットの構築（生活保護受給 者等の生活困窮者に対する就労支援推進など） 〔県の取組〕 ○若者が定住できる社会の実現に向け、雇用創造1万 人プロジェクトにより、4年間で1万人分の雇用創 造を目指し、取り組んでいるところ。
--	--	--	---

陳 情 (新 規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年 - 11 (H26. 6. 10)	商 工 労 働	鳥取県乾杯条例の制定について 鳥取県酒造組合	国内で、酒造業の振興策として、新商品の開発及び技術継承の育成を図る。また、酒造業の振興策として、新商品の開発及び技術継承の育成を図る。 〔県の主要な支援策〕 ○販路開拓支援策 ・県内、海外の酒蔵に、展示会、行楽、販路開拓に、対する補助金（例：県内、海外の酒蔵に、展示会、行楽、販路開拓に、対する補助金） ○新商品開発支援策 ・技術、素材、人材など地域の資源を活用した新商品の開発（例：新技術、素材、人材など地域の資源を活用した新商品の開発） ○後継者育成支援策 ・杜氏、技術者など、後継者を養成するための補助金（例：杜氏、技術者など、後継者を養成するための補助金） 〔その他県の支援策〕 ・海外インセンティブツアールにより、海外の酒類も対象（例：海外インセンティブツアールにより、海外の酒類も対象） 〔参考：乾杯条例の制定数〕 ・都道府県：5件（山形県、栃木県、石川県、岡山県、佐賀県） ・市町村：43件（佐賀県、佐賀県、佐賀県、佐賀県）